

あなたの声をお聞かせください。

「北海道障がい者条例」タウンミーティング

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）は、障がいのある方の権利の擁護や、障がいがあることを理由に差別、虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを目的に、平成21年3月31日に公布されました。

道では、平成22年4月1日の本格施行に向けて、現在、条例に基づく仕組みや施策について検討を進めているところですが、その検討に当たっては、障がいのある方やそのご家族、関係団体、企業、市町村など、多くの道民の方のご意見を伺い、そのご意見を施策検討の場に反映するため、全道各地でタウンミーティングを開催することとしました。

ぜひ、タウンミーティングに参加して、
障がいのある方が当たり前に暮らすことができる
暮らしやすい地域づくりについて、
一緒に考えてみませんか？

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

北海道障がい者条例とは・・・

- 障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。
- この条例には、とても幅広いさまざまな取組みが盛り込まれていますが、主なものとしては、次の4つがあります。
 - ① 障がいのある方が暮らしやすい「地域づくり」を進めます。
 - ② 地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援します。
 - ③ 障がいのある方の差別や虐待をなくし、権利擁護を進めます。
 - ④ それぞれの地域で障がいのある方が暮らしやすい地域づくりを話し合う「地域づくり委員会」を設置します。

今後のスケジュール

- 条例の本格施行は、来年（平成22年）4月を予定しています。
- 条例をよりよい形で実施するため、さまざまな形で、道民のみなさまのご意見を伺ってまいります。

来年4月の本格施行までに実施すること

- 施行準備のための有識者会議（北海道地方障害者施策推進協議会）で検討します。
- 道内各地におけるタウンミーティングを実施し、道民の皆様の声をお聴きします。
- 関係団体等との意見交換を行います。
- シンポジウムを開催します。

Q1 暮らしやすい地域づくりを、どう進めるのですか？

A1

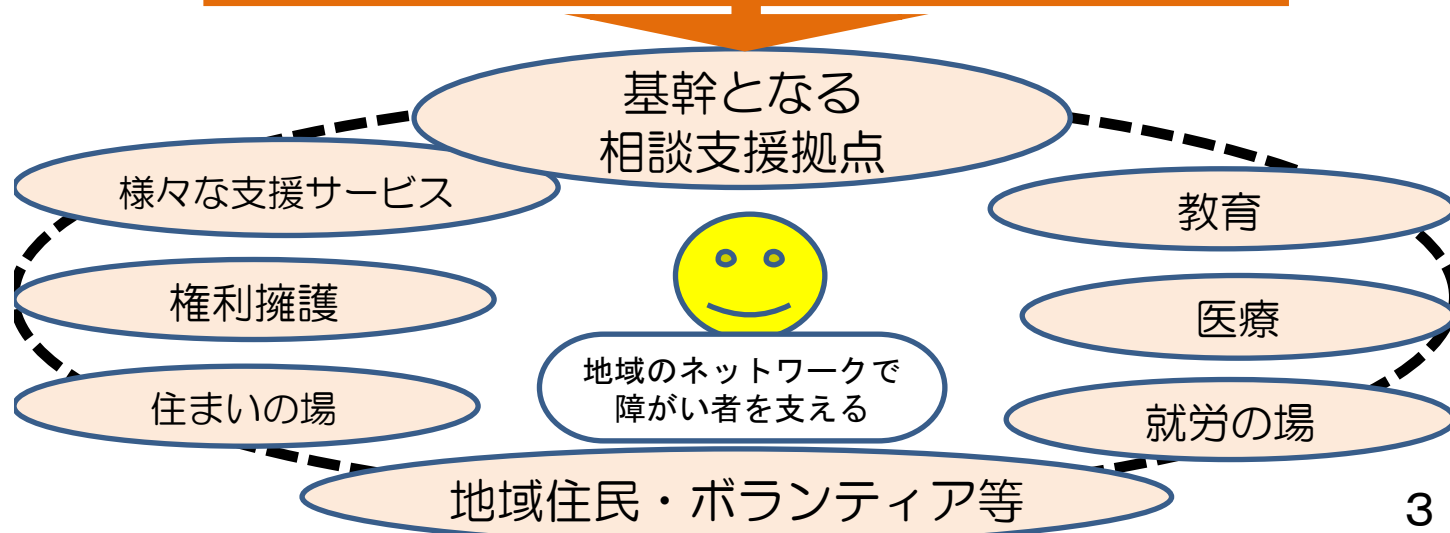
- 障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域に、なんでも相談できる相談窓口を設置し、その窓口で困りごとをしっかりと受け止め、地域のさまざまなサービス事業者や関係者が連携して必要なサービス提供や解決につなげる仕組みづくりが必要です。
- 道では、こうした仕組みづくりを進めるために、「地域づくりガイドライン」を策定するとともに、各地域に専門的なアドバイザー（地域づくりコーディネーター）を配置して、各市町村や地域のみなさんと協力して、暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

〔目指す姿〕

- ◎ 各市町村において、福祉のみならず、企業、教育、医療等さまざまな関係者や地域住民が「協働」するネットワークにより、障がい者の暮らしを支援する地域づくりを推進（「地域力」の向上）

〔ガイドライン事項〕 相談支援体制の確保、地域自立支援協議会の設置・運営、地域マップ、地域住民による支援体制の確保、地域による就労支援、市町村が設置する調整委員会など

地域づくりコーディネーター



Q2 就労支援は、どう進めるのですか？

A2

■障がいのある方が地域で生き生きと暮らすためには、就労の確保が重要となります。このため、北海道障がい者条例では、次のような取り組みを進めることとしています。

- ① 道は、関係者のご意見を伺いながら、働く障がい者を応援するさまざまな取り組みを盛りこんだ「就労支援推進計画」を策定します。
- ② 企業を含め、幅広い障がい福祉の関係者が参画し、障がいのある方の就労支援の施策を検討する「北海道障がい者就労支援推進委員会」を設置します。
- ③ 障がいのある方の就労を支援する企業を「認証」する制度を導入して、就労支援の輪を広げていきます。
- ④ 就労支援の体制を強化するため、障がいのある方の就労支援を推進する非営利法人を指定する制度を導入します。

北海道認証

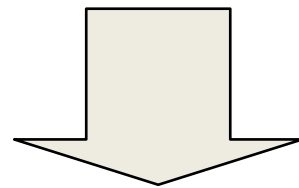


障がい者就労支援企業
働く障がい者を応援しています



「北海道障がい者条例」において
認証制度が位置づけられている

■障がい者の就労の重要性を踏まえ、条例の施行に先行し、本年4月から就労支援企業認証制度を実施。



■本年度における本制度の成果を踏まえ、より効果的な制度となるよう検討を行い、来年4月から条例に基づく制度として実施。

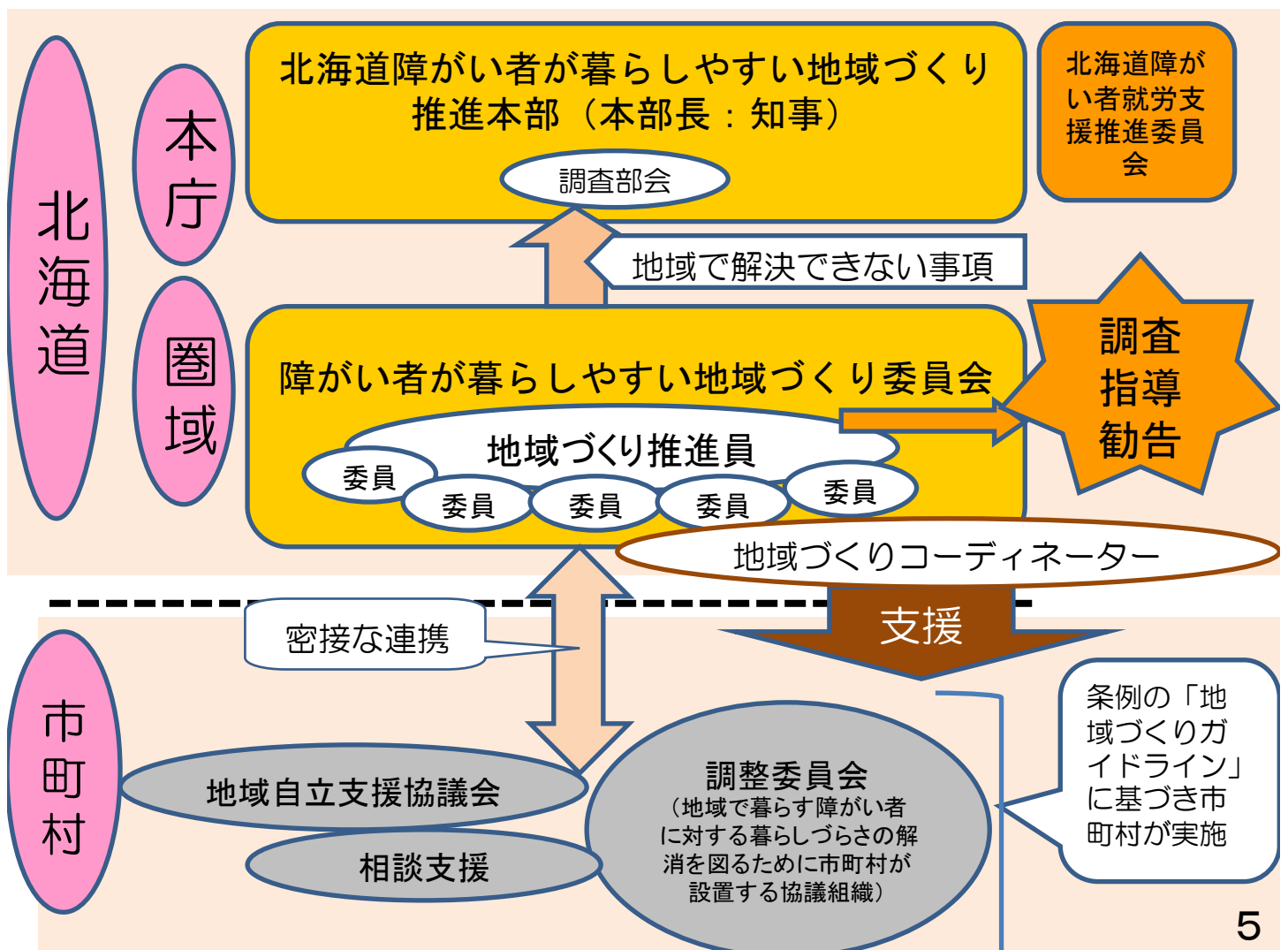
→幅広い関係者と連携し、制度の普及を行う

Q3 虐待や差別などの事例に、どのように取り組んでいくのですか？

A3

- この条例では、差別や虐待を禁止するとともに、14の支庁圏域ごとに「地域づくり委員会」を設置し、この委員会が、第三者的な立場から、関係者との話し合いによる差別などの解消に努めていくこととしています。
- 虐待や重大な権利侵害事案については、指導や知事による勧告などの手段により、その是正を図ることとしています。
- また、この委員会では、地域づくりガイドラインに基づき市町村レベルに置かれる各種委員会と連携し、幅広い問題を協議します。

障がい者条例に基づく組織体制等



ご意見をお聞かせください

- 1 普段、生活の中で「困ったなァ」「暮らしづらいなァ」と感じていることなど、聞かせてください。
- 2 暮らしやすい地域づくりをめざし、身近なところで行われている取り組み、あるいは、みんなで協力したらこんなことができたという事例など、教えてください。
- 3 地域でこんな取り組みがあったらいいな、こうしたらもっと暮らしやすくなると思うなど、あなたのアイデアを聞かせてください。
- 4 街の中で、障がいのある方の暮らしやすさや就労等を支援し、がんばっている個人、団体、企業の方など、ご紹介ください。
- 5 地域づくり委員会の活動には、どのようなことを期待されますか、ご意見をお聞かせください。
- 6 その他、障がいのある方の権利擁護や暮らしやすい地域づくりに関するご意見をお聞かせください。

ご意見の送り先

■北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
Eメール: hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.jp
FAX: 011-232-4068